

# 選挙公営事業者配布チラシ

山県市選挙管理委員会

# 目 録

- ・ハイヤー事業者の皆様へ
- ・選挙運動用自動車の貸主の皆様へ
- ・燃料供給事業者の皆様へ
- ・選挙運動用自動車の運転手の皆様へ
- ・ポスター作成事業者の皆様へ
- ・ビラ作成事業者の皆様へ

# 選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

## ○公費負担の対象

選挙運動用自動車のハイヤー方式(自動車、燃料及び運転手込みで旅客を運送する方式)で使用する場合の費用が対象となります。選挙運動用自動車は候補者1人につき1台に限られます。

また、期間は選挙運動の期間(立候補の届出日(4月21日)から選挙の期日の前日(4月27日)までに限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

## ○公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり64,500円です。

## ○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、契約の内容《契約の当事者、車種、自動車登録番号(車両番号)、自動車の運送期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、ハイヤー事業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

## ○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後速やかに市(総務課)へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。(振込まで1ヶ月程度)

### 市への請求時に提出する書類

- ・自動車使用証明書兼請求内訳書(様式第4号)・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

### ご確認ください

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の運送料、貸出料
- ・自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

山県市選挙管理委員会 住所:山県市高木 1000 番地 1 電話:0581-22-6820

## 選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

### ○公費負担の対象

候補者の選挙運動用自動車をレンタル方式で貸し出す場合の費用が対象となります。候補者の選挙運動用自動車は1人につき1台に限られます。

また、期間は選挙運動の期間(立候補の届出日(4月21日)から選挙の期日の前日(4月27日)までに限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

### ○公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり16,100円です。

### ○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、契約の内容《契約の当事者、車種、自動車登録番号(車両番号)、自動車の賃貸借期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、貸主の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

### ○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後速やかに市(総務課)へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。(振込まで1ヶ月程度)

#### 市への請求時に提出する書類

- ・自動車使用証明書兼請求内訳書(様式第4号の2)・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

#### ご確認ください

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の運送料、貸出料
- ・自動車に対して施す塗装や拡声機、看板の取り付け費用、その看板の作成費用

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

山県市選挙管理委員会 住所:山県市高木 1000 番地 1 電話:0581-22-6820

# 選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

## ○公費負担の対象

候補者の選挙運動用自動車に給油する燃料に要する費用が対象となります。

また、期間は選挙運動の期間(立候補の届出日(4月21日)から選挙の期日の前日(4月28日まで)に限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

## ○公費負担の限度

公費負担の限度額は、7,700円×選挙運動期間(通常7日間)の範囲内です。

## ○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、契約の内容《契約の当事者、燃料の種類、供給期間、1Lあたりの単価など》と当事者の意思《候補者の申込意思、燃料供給業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。また、契約の都度、伝票(日付、自動車登録番号(又は車両番号)、燃料の供給量、金額が記載されたもの)を候補者へお渡しください。

## ○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後速やかに市(総務課)へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。(振込まで1ヶ月程度)

### 市への請求時に提出する書類

- ・自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書(様式第3号)・・・候補者から受け取ってください。
- ・自動車使用証明書兼請求内訳書(様式第4号の3)・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

### ご確認ください

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代
- ・自動車の整備代、洗車代
- ・選挙事務所用の灯油など

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

山県市選挙管理委員会 住所:山県市高木 1000 番地 1 電話:0581-22-6820

# 選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

## ○公費負担の対象

候補者の選挙運動用自動車の運転に対する報酬が対象となります。

また、期間は選挙運動の期間(立候補の届出日(4月21日)から選挙の期日の前日(4月27日)までに限られます。無投票の場合は告示日の1日のみです。

## ○公費負担の限度

公費負担の限度額は、1日あたり12,500円です。同一の日については、1人に限られます。

## ○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、契約の内容《契約の当事者、雇用期間、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、運転手の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

## ○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後速やかに市(総務課)へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。(振込まで1ヶ月程度)

### 市への請求時に提出する書類

- ・自動車使用証明書兼請求内訳書(様式第4号の4)・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

### ご確認ください

#### 公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・選挙運動用自動車以外の自動車を運転した報酬
- ・運転以外の労務に対する報酬

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

山県市選挙管理委員会 住所:山県市高木 1000 番地 1 電話:0581-22-6820

# 選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

## ○公費負担の対象

候補者の選挙運動用ビラの作成費用が対象となります。

ビラ作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、請求時に明細書の提出が必要になりますので、必ず内訳を把握しておいてください。

## ○公費負担の限度

公費負担の額及び限度額は、次のとおりです。

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
7円73銭・①	4,000枚・②	(作成単価と①の 少ない方の額) × (作成枚数と②の 少ない方の枚数)	7.73円×4,000枚= 30,920円

※ 1円未満の端数は切り上げ

## ○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し、契約の内容《契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、作成業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

## ○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後速やかに市(総務課)へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。(振込まで1ヶ月程度)

### 市への請求時に提出する書類

- ・ビラ作成証明書兼請求内訳書(様式第4号の5)・・・候補者から受け取ってください。
- ・自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書(様式第3号)・・・候補者から受け取ってください。
- ・請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)
- ・作成費用明細書(様式第6号)

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

### ご確認ください

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

- ・政党や後援会のビラ ・ビラ以外の印刷物(ハガキ、後援会パンフレット、名刺、封筒など)
- 契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

山県市選挙管理委員会 住所:山県市高木 1000 番地 1 電話:0581-22-6820

# 選挙運動の公費負担に係る 手続きのご案内

## ○公費負担の対象

市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成費用が対象となります。  
ポスター作成費用には写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、請求時に明細書の提出が必要になりますので、必ず内訳を把握しておいてください。

## ○公費負担の限度

公費負担の額及び限度額は、次のとおりです。

単価の上限	枚数の上限	公費負担額	限度額
$541\text{円}31\text{銭} \times 105\text{枚} + 316,250\text{円}$ 105箇所 =3,554 円…①	105枚…②	(作成単価と①の 少ない方の額) × (作成枚数と②の 少ない方の枚数)	$3,554\text{円} \times 105\text{枚} =$  373,170円

※ポスター掲示場数=105箇所 ※1円未満の端数は切り上げ

## ○候補者との契約

公費負担を受けるためには、候補者との間で契約を締結し契約の内容《契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など》と当事者の意思《候補者の申込意思、作成業者の承諾意思》が明らかにされている必要があります。

## ○市への請求・市からの支払い

請求書は、選挙の期日後速やかに市(総務課)へ提出してください。

市が正当な請求書を受領後に速やかに支払いの手続きを行います。(振込まで1ヶ月程度)

### 市への請求時に提出する書類

- ・ポスター作成証明書兼請求内訳書(様式第4号の6)…候補者から受け取ってください。
- ・自動車燃料代並びにビラ及びポスター作成枚数確認書(様式第3号)…候補者から受け取ってください。
- ・請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)
- ・作成費用明細書(様式第6号)

※候補者の供託物が没収になる場合は市に請求できません。

### ご確認ください

公費負担の対象にならない費用を含んでいませんか？

・ポスター掲示場以外に掲示するポスターの作成費用

契約書や請求内訳書の「作成枚数」は正しく書かれていますか？

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

山県市選挙管理委員会 住所:山県市高木 1000 番地 1 電話:0581-22-6820